

鳥インフルエンザ（油性アジュバント加）不活化ワクチン

平成 16 年 12 月 13 日（告示第 2153 号）新規追加

動生剤基準の鳥インフルエンザ（油性アジュバント加）不活化ワクチンの 3.5.2、3.5.5 及び 3.5.6 に規定するところにより、これらに規定する試験を行うものとする。